

NEWS RELEASE

報道資料

平年13年11月7日
テクモ株式会社**TECMO**

東京都千代田区九段北 4-1-34

<http://www.tecmo.co.jp/>**著作権侵害行為に対して損害賠償訴訟を提起**
～「デッド オア アライブ2」を改変するソフトウェアの製造販売業者を提訴～

テクモ株式会社（東京都千代田区九段北：代表取締役社長 中村純司）は本日、テクモの人気ゲームソフト「デッド オア アライブ2」（平成12年3月発売 プレイステーション2向けソフト）の改変を可能とするソフトウェアを販売した株式会社ウエストサイド（兵庫県尼崎市：代表取締役 湯川貴弘）を相手取り、東京地方裁判所に損害賠償を求めて訴訟提起いたしました。

今回対象としているウエストサイドが製造販売したソフトウェアは、テクモの「**デッド オア アライブ2**」の創作意図とゲーム性を歪める俗悪極まりない内容です。その内容は、テクモの「デッド オア アライブ2」に登場する女性キャラクターのコスチューム制御データを改変し、裸体のキャラクターのゲームプレイを可能とするもので、著作者の創作意図を歪める極めて低俗かつ悪質なものです。

訴訟の相手先であるウエストサイドは、今回対象としたソフトウェアのパッケージにテクモの「**デッド オア アライブ2**」のタイトル名を無断で冒用しているほか、そのソフトウェアには、他社のゲームソフトウェアに対しても同様に著作権侵害を惹起するようなプログラムが組み込まれております。著作者の創作意図から外れたゲーム内容への意図的な改変行為もしくは不特定多数のユーザーへの改変行為の惹起は、音や映像などのコンテンツとプログラムを高度に組合わせたゲームソフトそのものをビジネス資産とするゲームソフトメーカーにとっては、決して容認できる行為ではありません。

過去のゲームソフトに関する著作権紛争事例では、「ときめきメモリアル事件」（最高裁判所 平成11年（受）第955号損害賠償等請求事件）などのゲームソフトメーカーの勝訴事例などもありますが、一方で敗訴事例もあり、現行の日本の著作権法では、著作物であるゲームソフトウェアに対する法的保護の外延は、確立されておらず不十分であるといえます。

今回の紛争においても、テクモがウエストサイドに対して数度の警告を出したところ、ウエストサイドは対象となったソフトウェアの回収を開始いたしましたが、同社は著作権侵害行為に関しては認めておりません。

ウエストサイドは、ゲームソフトの著作物としての法的地位が不完全であるところを突いて、ゲームソフトを利用して、安易な販売をしていることが明白です。

テクモは、ウエストサイドの悪質行為を糾弾し、ゲームソフトウェアの著作物としての法的地位を前進させるため、今回の法的措置に踏み切ることにいたしました。

また、今回の訴訟に限らず、テクモが保有する著作権を含む知的財産権に関する無断侵害行為に対しては、今後とも断固として対処していく所存です。

《この件に関する報道関係の方々からのお問い合わせ》

テクモ株式会社

経営企画室 佐々木 TEL. 03-3222-7622 FAX. 03-3222-7933

谷雅文法律事務所

テクモ株式会社代理人 弁護士 谷 雅文

TEL. 03-3547-7471 FAX. 03-3547-7472

なお本件に関しまして、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(A C C S)様よりご協力、ご支援いただいております。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 調査部 TEL. 03-5976-5175

URL <http://www.accsjp.or.jp/>
